



速報！春闘回答！

申30号「2026年度昇給に関する申し入れ」

申31号「2026年度賃金改定に関する申し入れ」

新賃金回答

1. 新賃金

(1) 社員

①従来の定期昇給に相当するものとして、全社員について能力昇給及び評価昇給を実施し、その際の昇給係数は1.0（能力昇給額区分2相当の職務能力給の引上げ:平均3,271円（「平均0.92%」）とする。

②従来のいわゆるベースアップに相当するものとして、一般社員（ジョブ型人事運用の適用者に指定された者を除く）及び医療社員について職務能力給改訂を実施し、職務能力給に対し能力昇給額区分2と同一の額（平均3,271円「平均0.92%」）を加える。

※賃金規程第33条の14及び第33条の15に定める初任給についても、上記職務能力給改定に伴い等級にあわせた改定を行う（ジョブ型人事運用の適用者に指定された者を除く）。

③令和8年4月1日実施予定の制度改正により職務能力給を平均14,418円（平均3.88%）引き上げる。

(2) エルダー社員・セカンドキャリアスタッフ

①基本賃金改定を実施し、基本賃金に1,500円（平均0.62%）を加える。

②人事・賃金制度改正（予定）により基本賃金を平均10,168円（平均4.71%）引き上げる。

(3) テンポラリースタッフ

・基本賃金改定を実施し、1時間当りの賃金額に100円（平均6.35%）を加える。

(4) 精算日（予定）

・令和8年6月25日（木）とする。

中央本部は持ち帰り検討を通告